

# 労働者派遣事業に関する情報公開

(法第23条第5項)

労働者派遣法の定めにより、派遣元事業主は、派遣先から受け取る派遣料金に占めるマージン率などを公開することが義務付けられています。

マージンとは派遣料金の平均額からスタッフ賃金の平均額を引いたもので、マージン率とは派遣料金に占めるマージンの割合を言います。

このマージンの中には、社会保険料（健康保険、厚生年金、厚生年金基金、介護保険）や労働保険料（雇用保険、労災保険）の会社負担分、健康診断費用、有給休暇会社負担引当分、社宅の初期費用、さらに採用募集費、教育訓練費用、営業所等の家賃、営業スタッフの人件費など、会社経費が含まれています。

## 派遣労働者数・派遣先数・マージン率等

2022年10月1日現在

事業所名	派遣労働者数	派遣取引先数	派遣料金平均額	賃金平均額	マージン率
宮城営業所	136	22	15,397	10,110	34.3%
福島営業所	95	22	15,160	10,002	34.0%
栃木営業所	87	48	14,211	9,603	32.4%
さいたま営業所	78	20	14,949	10,392	30.5%
茨城営業所	112	10	15,088	10,473	30.6%
鹿島営業所	156	17	16,116	10,807	32.9%
八千代営業所	3	2	13,947	9,785	29.8%
津田沼営業所	120	31	14,721	9,901	32.7%
神奈川中央営業所	122	15	16,769	10,896	35.0%
横浜出張所	52	17	15,481	10,690	30.9%
豊橋営業所	86	5	16,549	10,741	35.1%
名古屋営業所	112	17	17,342	11,755	32.2%
滋賀営業所	87	15	13,785	9,683	29.8%
大阪出張所	81	12	16,691	11,248	32.6%
湖南営業所	1	1	16,000	11,200	30.0%
明石営業所	172	33	14,435	10,178	29.5%
広島営業所	92	24	15,703	11,404	27.4%
山口営業所	84	33	15,186	10,321	32.0%
福岡営業所	105	12	12,133	8,537	29.6%
鳥栖営業所	86	32	11,792	8,606	27.0%

当社全体平均 31.8%

## 教育訓練に関する事項

派遣前研修の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>① 当該業種における基礎知識教育</li><li>② 当該業種における安全衛生教育</li><li>③ ビジネスマナー、コンプライアンス等の教育</li></ul>
派遣就業中の実施	派遣労働者のキャリアアップに資する内容とし、入職時から1～2年程度は基礎的・共通的な教育訓練を中心に実施する。さらに勤続年数や職歴等を踏まえて、本人のキャリアアップに資するようなスキル・知識の習得に向けた教育訓練を実施していく。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

待遇決定方式について	<ul style="list-style-type: none"><li>① 労使協定を締結しているか否か：締結している</li><li>② 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲： 派遣先均等・均衡方式をとる派遣先に派遣就業する労働者以外の派遣労働者</li><li>③ 労使協定の有効期間の終期：2023年3月31日 (次回更新日：2023年4月1日、終期：2024年3月31日)</li></ul>
------------	--